

木城町物価高騰対策支援事業給付金実施要綱

（令和7年12月24日）
（総務財政課）

（目的）

第1条 この要綱は、長期化する食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、速やかに町民の生活を支援するために臨時特別的な給付措置として給付する木城町物価高騰対策支援事業給付金に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 木城町物価高騰対策支援事業給付金（以下「給付金」という。）は、前条の目的を達するために、木城町によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 給付金の支給対象者は、令和7年12月1日（以下「基準日」という。）において、木城町の住民基本台帳に記載されている者（令和8年4月1日までに出生した児童を含む）とする。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、1人当たり1万5千円とする。

（受給権者）

第5条 給付金の受給権者は、支給対象者が属する世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とする。

（受給権者に対する支給の方式）

第6条 受給権者に対する町による支給は、第1号又は第2号に掲げる方式により行う。ただし、受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

- (1) 登録口座振込方式 町が把握する令和5年度木城町物価高騰対応重点支援給付金を支給した口座（以下「登録口座」という。）に振り込む方式。ただし、登録口座の名義が受給権者と異なる場合は、第2号に掲げる方式とする。
- (2) 指定口座振込方式 受給権者が確認書を木城町に提出し、木城町が当該届出をした指定口座に振り込む方式。
- (3) 窓口現金受領方式 木城町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（登録口座振込方式による支給）

第7条 木城町は、前条第1号に規定する登録口座がある受給権者に対し、給付金支給の申込みを行う。

2 受給権者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 町長は、申込みから2週間以内に前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、受給権者に対し給付金を支給する。

(指定口座振込方式による支給)

第8条 第6条第1号に規定する登録口座がない受給権者及び前条第1項で通知した指定口座以外の口座に振込を希望する受給権者は、別紙様式第1号の確認書を町に提出し、申請を行う。

2 前項の確認書に記載する振込口座は、原則として受給権者名義とする。ただし、受給権者の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）等、町長が特に認めた場合は代理人口座に支給することができる。

3 町長は第1項の規定により確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該受給権者に対し給付金を支給する。

(申請期限)

第9条 前条第2項及び第3項に掲げる方式により支給する場合の申請期限は、令和8年4月30日までとする。

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 町長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び支給の方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請をする支給対象者から第9条の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第7条第3項の規定による支給決定を行った後、登録口座（支給前までに振込先口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年4月30日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、第6条第3号に規定する支給方式とする。

3 町長が第8条第3項の規定による支給決定を行った後、確認書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、確認書の補正が行われないことその他受給権者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に

対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。